

## 議員提出第2号議案

### 島根県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

政務調査費の使途の一層の透明化を確保するため、議長に提出する「収支報告書」に一定金額以上の支出については領収書等の写しの添付を義務づける規定を追加し、また、これに伴い収支報告書等の閲覧において、島根県情報公開条例に規定する個人情報等を保護する規定を追加しようとするものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 収支報告書への領収書等の写しの添付

1件3万円以上のすべての支出について義務づけ

##### (2) 閲覧における情報の保護

収支報告書等の閲覧において島根県情報公開条例に規定する個人情報等非公開情報が記載されている場合の当該情報の保護

#### 3 施行期日等

##### (1) 平成19年5月1日

##### (2) この条例による改正後の島根県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）

以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。